

# 国土交通省直轄の事業促進PPP に関するガイドライン 〈概要〉

---

## 1 章 本ガイドラインの位置づけ

- 1.1 背景及び目的
- 1.2 本ガイドラインの位置づけ
- 1.3 国土交通省直轄の事業促進PPPの特徴
- 1.4 用語の定義

## 2 章 大規模災害復旧・復興事業に適用する事業促進PPP

- 2.1 復旧・復興計画の立案
- 2.2 導入時期
- 2.3 工区設定
- 2.4 業務内容
- 2.5 実施体制
- 2.6 受注者の選定方法
- 2.7 公平中立性
- 2.8 事業促進PPPの実績の評価
- 2.9 業務・工事の設計図書
- 2.10 その他

## 3 章 平常時の大規模事業等に適用する事業促進PPP

- 3.1 一般
- 3.2 事業促進PPPを導入する事業
- 3.3 事業計画の立案
- 3.4 導入時期
- 3.5 受注者の選定方法

大規模災害復旧・復興事業  
と異なる点のみ記載

## 4 章 事業促進PPPの導入にあたっての課題、留意事項

- 4.1 一般
- 4.2 課題・留意事項

## 5 章 業務説明書・仕様書の記載例

- 5.1 業務仕様書の記載例
- 5.2 共通仕様書(案)の記載例
- 5.3 特記仕様書の記載例

## 6 章 事業促進PPP等の実施事例

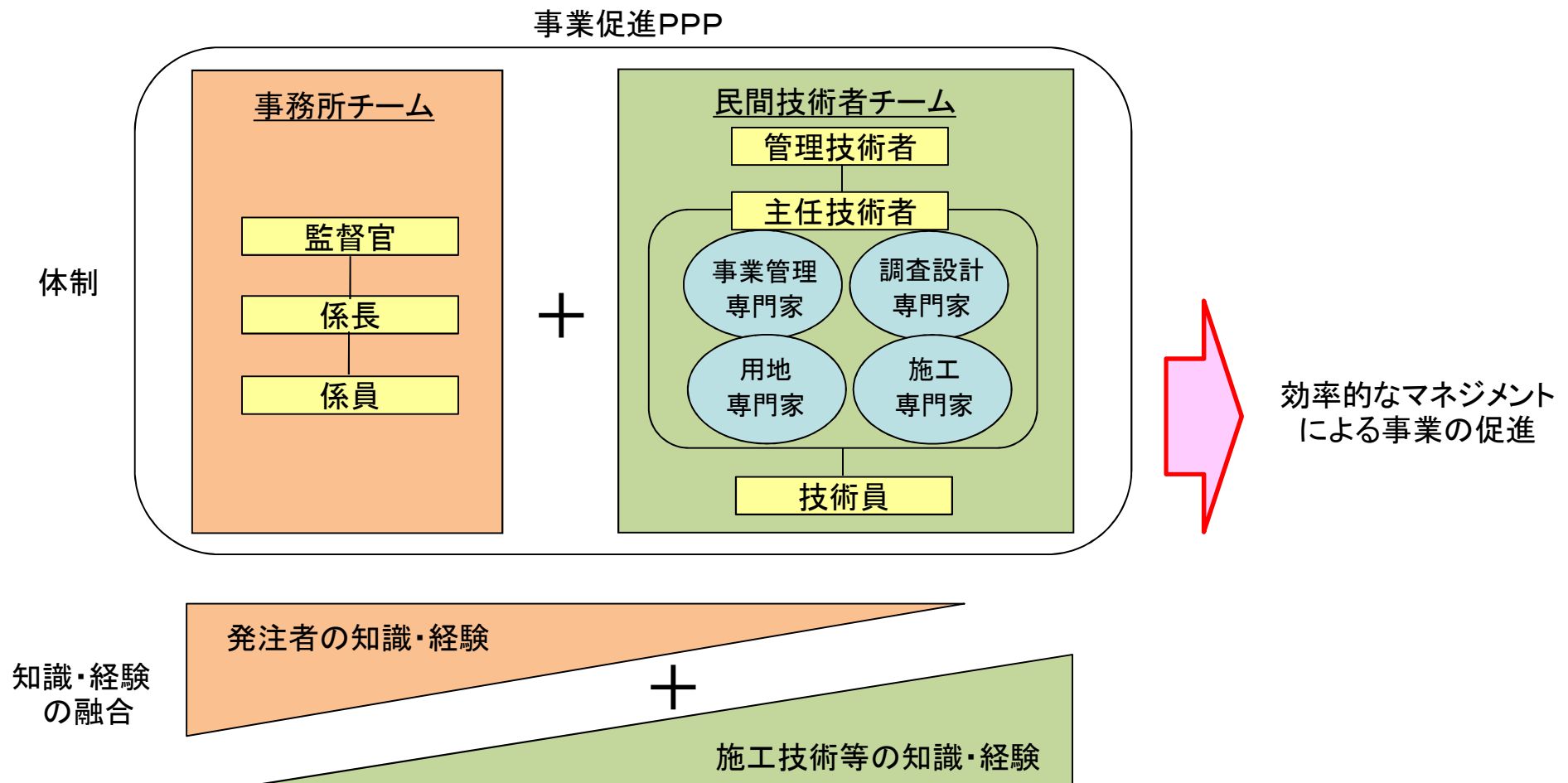
- 6.1 三陸沿岸道路等
- 6.2 熊本災害復旧
- 6.3 大規模事業(平常時)

ガイドラインに示す国土交通省直轄の事業促進PPPの特徴は以下の通り。

- 直轄職員を柱に、官民の技術者が一体となって、事業を促進
  - ・ 技術職員の存在が前提
  - ・ 官民の知識・経験を融合させるマネジメント
- 本復旧の業務増大期に合わせて導入
  - ・ 発災直後は、テックフォース、維持工事、随意契約の業務・工事等を活用
  - ・ 平常時の大規模事業等(多くの業務、工事が輻輳等)にも導入
- 業務の指導・調整、地元・関係機関協議、事業管理等を実施
  - ・ 予算、契約、最終的な判断・指示は、発注者の権限
- 積算、監督、技術審査等は、発注者支援業務により実施
  - ・ 発注者支援業務とは区別
- 工事の特性に応じ、技術提案・交渉方式を活用
  - ・ 調査・設計段階からの施工者のマネジメントを積極的に導入

### 【事業促進PPP】

- 事業促進を図るため、直轄職員が柱となり、官民がパートナーシップを組み、官民双方の技術者が有する多様な知識・豊富な経験を融合させながら、事業全体計画の整理、測量・調査・設計業務等の指導・調整、地元及び関係機関等との協議、事業管理、施工管理等を行う方式

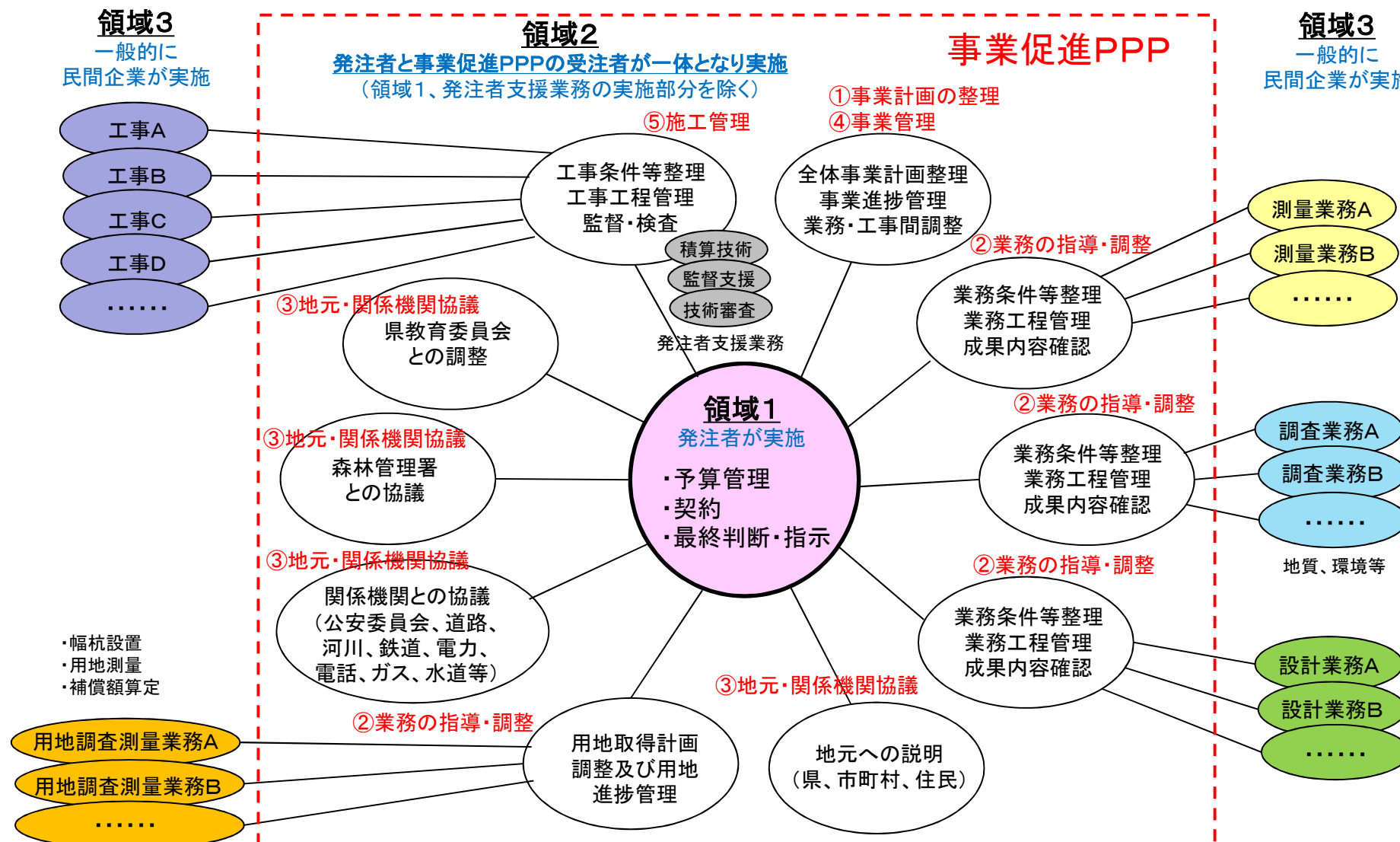


# 1章 本ガイドラインの位置づけ

## 1.3 国土交通省直轄の事業促進PPPの特徴

- ①事業計画の整理、②業務の指導・調整、③地元・関係機関協議、④事業管理、⑤施工管理等の業務※を受発注者がパートナーシップを組みながら実施

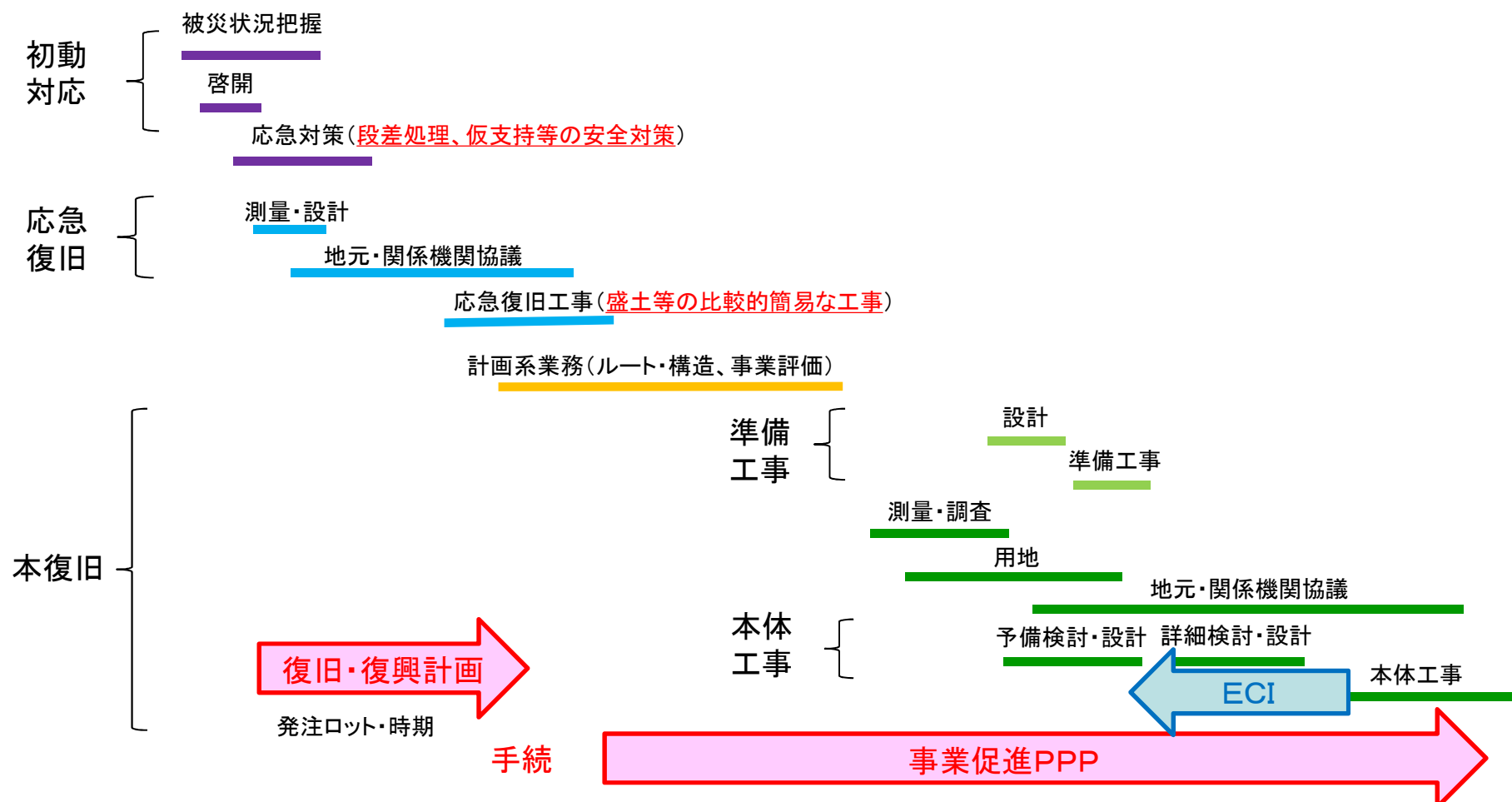
※業務内容は東北復興道路等の事例を参考に設定。事業特性に応じて業務項目は取捨選択等可能



### 2.1 復旧・復興計画の立案 2.2 導入時期及び期間

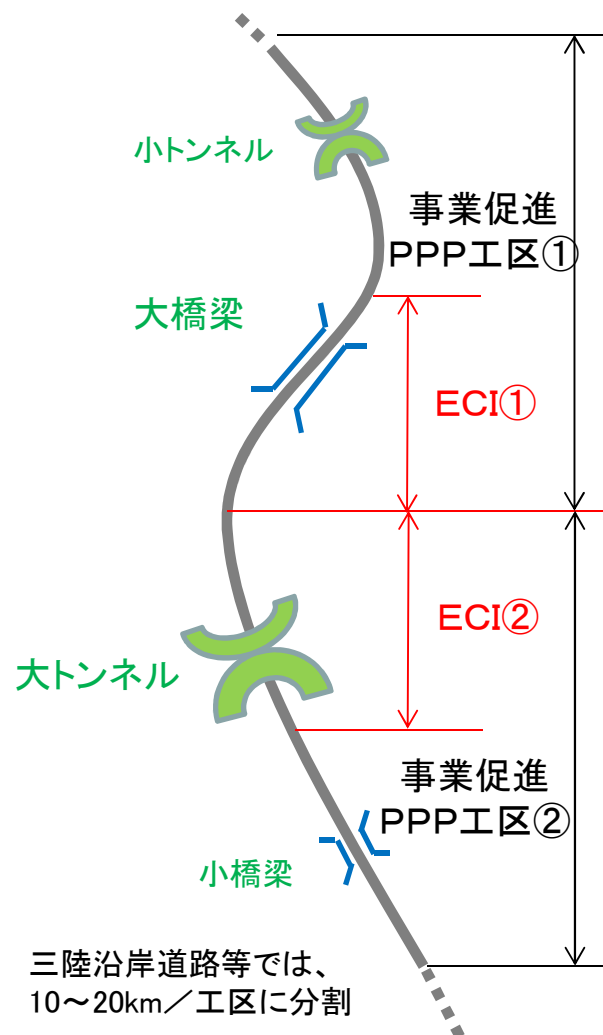
- 発注者主導で復旧・復興計画を立案し、本復旧の業務増大期に合わせて導入
- 事業促進PPPの導入だけでなく、発注者、業務受注者（測量・調査・設計）、施工者と密に連携・協力することによる事業の促進がポイント
- 事業の特性に応じて、技術提案・交渉方式（ECI）を適用可能

#### 復旧・復興事業のタイムラインの例



### 2.3 工区の設定

- 受注者の体制確保上の負担等に配慮しつつ、工区設定上の留意点を記載
- 技術提案・交渉方式（ECI）を組み合わせ、調査・設計段階から施工者のマネジメントを導入可能



#### 工区設定上の留意点

|       | 工区を大きくする場合                                      | 工区を小さくする場合                      |
|-------|-------------------------------------------------|---------------------------------|
| メリット  | ・工区内の業務、工事の件数が多く、工程等の工夫の余地が拡大                   | ・業務、工事の受注制限を受ける範囲が縮小            |
| デメリット | ・業務量が増え、受注者の体制確保上の負担が増大<br>・業務、工事の受注制限を受ける範囲が拡大 | ・業務規模が小さくなり、常駐・専任の人数が多いと受注意欲が低下 |

### 2.4 業務内容

- 国土交通省直轄の大規模災害復旧・復興事業等への適用を基本とした業務内容を記載（平常時の大規模事業等へも適用可能）

特記仕様書の記載例

赤字: 監理業務受注者の行為

#### （１）全体事業計画の整理

##### １）全体事業計画案の把握・改善

- ① 業務の着手にあたり、調査職員より、対象工区の全体事業計画案に関する説明等を受けるとともに、現地状況の確認等を行い、業務着手時点における対象工区内の測量・調査・設計業務、工事の実施予定、進捗状況、地元及び行政機関の関係者、不確定要素等を把握するものとする。
- ② 把握した全体事業計画案について、より効率的な事業展開となるよう事業計画案の改善検討を行い、検討結果を調査職員に報告するものとする。
- ③ 調査職員の指示により、採用されることとなった検討結果を全体事業計画案に反映し、全体事業計画案を改善するものとする。

##### ２）工程表の作成

業務着手後、調査職員、監理業務受注者との間で、事業の工程、進捗状況等が視覚的に共有でき、より効率的な事業展開に関する検討が円滑に実施できるよう、１）で整理した全体事業計画を踏まえ、全体事業の工程表を作成し、調査職員に報告する。なお、工程表の作成方法（記載内容、表示方法等）は、調査職員との協議の上決定する。

#### （２）測量・調査・設計業務等の指導・調整等

##### １）設計方針等の調整

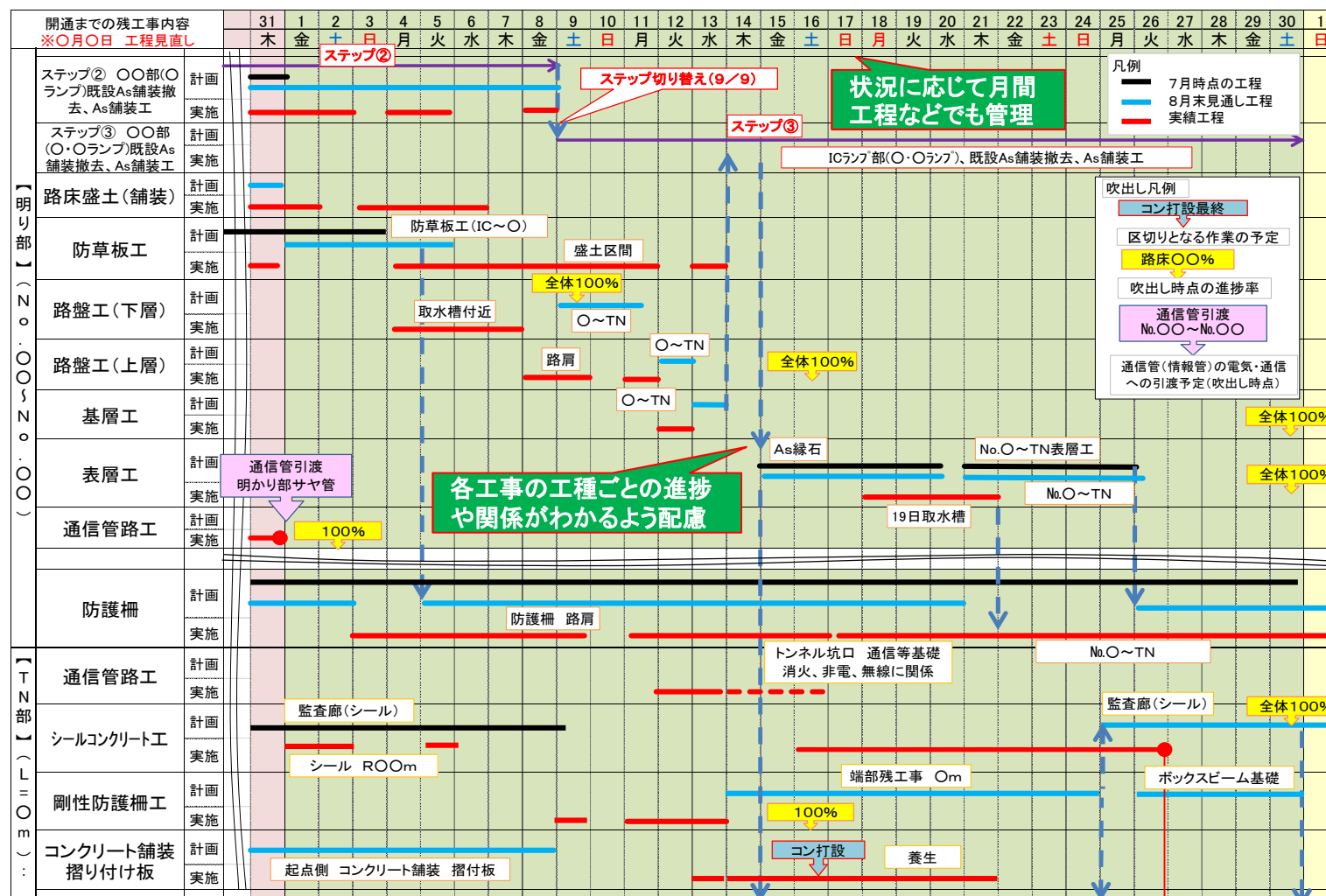
測量・調査・設計業務等受注者から提出される業務計画書等の確認を行い、確認した業務計画書及び確認結果を調査職員に報告するものとする。また、隣接する区間との設計方針等の調整を行うものとする。

##### ２）工程の把握及び調整

- ① 測量・調査・設計業務等の工程を把握するとともに、検査時期、業務成果品の引渡し時期を確認し、調査職員に報告するものとする。
- ② 予定工程が著しく遅れることが予想される測量・調査・設計業務等がある場合は、当該測量・調査・設計業務等受注者に対して、その理由とフォローアップの実施を求めるものとする。
- ③ 測量・調査・設計業務等の進捗の遅れが、全体工程に対して著しく影響があると判断される場合は、その旨を調査職員に報告しなければならない。また、当該測量・調査・設計業務等受注者から事情を把握し、全体業務工程の最適化を図るための是正措置を提案するものとする。また、隣接する区間との工程について、調整を図るものとする。

- 過去の事業促進PPP導入事例における有効な取り組み事例を例示し、受発注者が業務内容に対して共通の認識を持てるように配慮

- 
- 拡大
- 工事全体の  
工程を管理  
できるよう  
視覚的な資料  
作成にも配慮
- 工程表  
(全プリント)



### 2.4 業務内容（③地元及び関係行政機関等との協議）

- 過去の事業促進PPP導入事例における有効な取り組み事例を例示し、受発注者が業務内容に対して共通の認識を持てるように配慮

- ・現地調査で工事用電力の不足を予想し、電力会社と協議し、工事発注前の電力需給仮契約を締結。工事遅延リスクを回避

#### 気づき

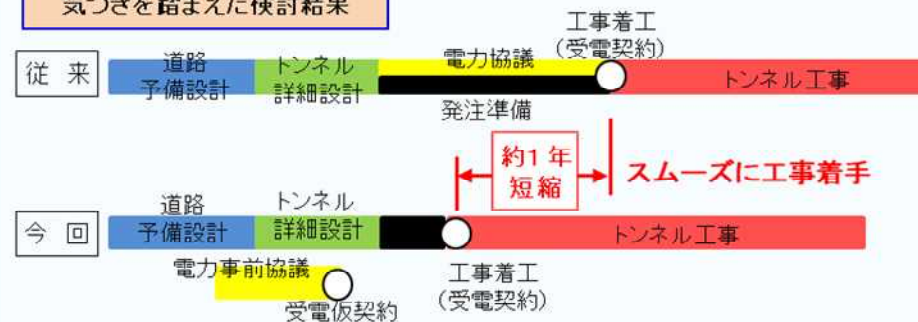
- ・PPPの施工担当技術者のトンネル工事経験から、現地の電力線の太さでは、計画されている複数トンネルの同時施工のための電力不足が予想。事業工程遅延が懸念。



#### 気づきを踏まえた取り組み

- ・トンネル施工に必要な電力量を算定。  
電力会社に確認 ⇒ 供給量の不足が判明
- ・電力会社と事前協議 ⇒ 工事発注前に需給仮契約

#### 気づきを踏まえた検討結果



### 2.4 業務内容

- 発注者と監理業務受注者の知識、経験を融合させながら事業を促進する上で、参考となるリスク事例や、リスク発現による手戻りを回避するための教訓を例示

#### 「全体事業計画の整理」に関するリスク事例

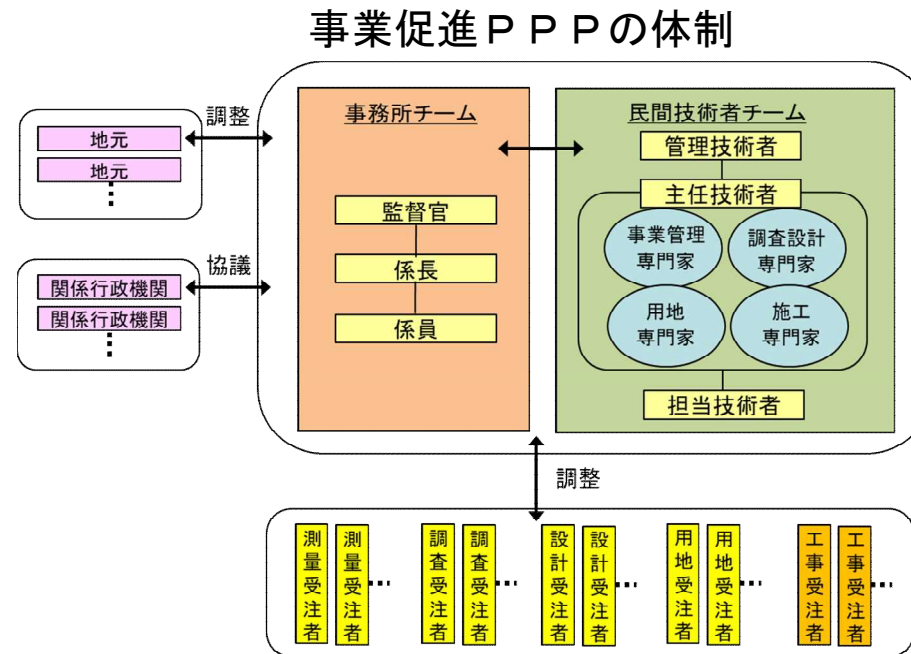
- 事例1：橋梁工事において、橋台背面側の隣接工事（別発注）の遅延により、橋台背面側からの施工が困難となり、橋台前面側から施工する方法に変更した。
- 事例2：トンネル工事において、坑口付近の小規模橋梁工事（別発注）の遅延により、小規模橋梁のトンネル工事の搬入・搬出経路としての使用開始時期が遅延した。

#### 《事例1，2からの教訓》

国土交通省直轄事業では、比較的大規模な橋梁、トンネル等の工事において、橋梁、トンネル等の本体工事が発注される前に、取り付け道路等の準備工事や隣接する区間の工事が先行的に着手し、全体工期の最適化を図る例が多い。これらの準備工事、隣接工事の進捗状況は、本体工事の施工空間、搬入・搬出路として活用する上で重要となる例が多い。個々の工事の工程管理だけでなく、調査・設計・施工等の一連の作業を網羅した詳細な工程、進捗状況を把握の上、工程管理を行うことが重要である。

### 2.5 実施体制

- 民間技術者チームは、管理技術者、主任技術者、技術員より構成し、事業の特性に応じて、事業監理、調査設計（必要に応じてトンネル、橋梁等）、用地、施工等、主任技術者の専門分野を設定
- 主任技術者、技術員は、常駐・専任を基本



受注者の体制例

|       | 常駐   | 専任   | 備考                                     |
|-------|------|------|----------------------------------------|
| 管理技術者 | 必要なし | 必要なし | 業務の管理及び統括を行う<br>（事業の特性によっては、主任技術者と兼務可） |
| 主任技術者 | 必要   | 必要   | 事業管理・調査設計・用地・施工等の分野を設定                 |
| 技術員   | 必要   | 必要   |                                        |

## 2.6 受注者の選定方法(資格・業務実績)

- 事業促進PPPの目的を踏まえ、資格及び業務実績の設定例を記載

## 資格及び業務実績の設定例

| 区分    |      | 資格                                                                                                                                                                                          |
|-------|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 管理技術者 |      | 規定しない※1                                                                                                                                                                                     |
| 主任技術者 | 事業管理 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術士(総合技術監理部門(建設)又は建設部門)</li> <li>・RCCM(技術士と同様の部門に限る)</li> <li>・一級土木施工管理技士</li> <li>・土木学会認定技術者(特別上級、上級、1級)</li> <li>・公共工事品質確保技術者(I)</li> </ul> のいずれか |
|       | 調査設計 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術士(総合技術監理部門(建設)又は建設部門)</li> <li>・RCCM(技術士と同様の部門に限る)</li> <li>・一級土木施工管理技士</li> <li>・土木学会認定技術者(特別上級、上級、1級)</li> </ul> のいずれか                          |
|       | 用地   | ・補償業務管理士(8部門)※2                                                                                                                                                                             |
|       | 施工   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術士(総合技術監理部門(建設)又は建設部門)</li> <li>・RCCM(技術士と同様の部門に限る)</li> <li>・一級土木施工管理技士</li> <li>・土木学会認定技術者(特別上級、上級、1級)</li> </ul> のいずれか                          |
| 担当技術者 |      | 規定しない※1                                                                                                                                                                                     |

※1 必要に応じて設定する

※2 資格又は業務実績を要件とする

## 2.6 受注者の選定方法(同種・類似業務)

- プロポーザル方式を中心に適用
- マネジメント業務の実績を積極的に評価

## 同種・類似業務の設定例

| 区分   |       | 業務                                                                                                                                                        |
|------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 同種業務 | 管理技術者 | 1) 事業促進PPP、PM、CM※ <sup>1</sup> の指導的立場※ <sup>2</sup> での経験<br>2) 技術協力業務(ETC)※ <sup>3</sup> の指導的立場※ <sup>2</sup> での経験<br>3) 工事・業務をマネジメントした実務経験※ <sup>4</sup> |
|      | 主任技術者 | 1) 事業促進PPP、PM、CM※ <sup>1</sup> の経験<br>2) 技術協力業務(ETC)※ <sup>3</sup> の経験<br>3) 調査・設計業務、工事の経験(必要に応じて範囲を設定)<br>4) 工事・業務をマネジメントした実務経験※ <sup>4</sup>            |
|      | 技術員   | 規定しない                                                                                                                                                     |
| 類似業務 | 管理技術者 | 1) 指導的立場※ <sup>2</sup> での調査・設計業務、工事の経験<br>2) 技術的実務経験※ <sup>5</sup>                                                                                        |
|      | 主任技術者 | 1) 調査・設計業務、工事の経験(必要に応じて範囲を設定)<br>2) 技術的実務経験※ <sup>6</sup>                                                                                                 |
|      | 技術員   | 規定しない                                                                                                                                                     |

※<sup>1</sup> 発注者支援業務、資料作成補助業務は除く

※<sup>2</sup> 管理技術者の立場をいう

※<sup>3</sup> 技術提案・交渉方式の設計交渉・施工タイプの実施設計業務を含む

※<sup>4</sup> 例えば、総括監督員若しくは主任監督員、総括調査員若しくは主任調査員に相当する程度の経験をいう

※<sup>5</sup> ○○分野における20年以上の実務経験、又は○○分野における論文、委員会活動等の優れた実績をいう

※<sup>6</sup> ○○分野における10年以上の実務経験、又は○○分野における論文、委員会活動等の優れた実績をいう

### 2.6 受注者の選定方法(評価テーマ)

- 実施方針（理解度、実施体制）、評価テーマ、費用の妥当性を評価
- リスクと対象方法、施工段階の手戻りを回避する留意事項等の評価テーマを設定
- 提案書の記載事項のみならず、管理技術者、主任技術者へのヒアリング結果を含めて評価

#### 評価項目の設定例

| 区分                  |      | ガイドライン                                                                    |
|---------------------|------|---------------------------------------------------------------------------|
| 実施方針                | 理解度  | 事業促進PPPの目的、業務内容に対する理解<br>現地条件、与条件、不確定要素に対する理解                             |
|                     | 実施体制 | 配置予定技術者の経験、資格、人数、地元精通者の確保、代替要因の確保等                                        |
| 評価テーマ<br>(1～2項目を設定) |      | 予定管理技術者の〇〇に対する実務経験を踏まえ、事業監理を適切に実施する上でのポイント                                |
|                     |      | 予定管理技術者(主任技術者※)の〇〇に対する実務経験を踏まえ、事業工程管理を適切に実施する上でのポイント                      |
|                     |      | 予定管理技術者(主任技術者※)の〇〇に対する実務経験を踏まえ、工程管理上、想定されるリスクと対処方法                        |
|                     |      | 予定管理技術者(主任技術者※)の〇〇に対する実務経験を踏まえ、施工段階の手戻りを回避するため、測量・調査・設計業務等の指導・調整等における留意事項 |
|                     |      | 予定管理技術者(主任技術者※)の〇〇に対する実務経験を踏まえ、施工段階の手戻りを回避するため、地元及び関係行政機関との協議における留意事項     |
|                     |      | 本業務の目的達成に有効と考えられる提案                                                       |
| 費用                  |      | 業務コストの妥当性                                                                 |

※主任技術者の実務経験を踏まえた提案を求める場合

- 監理業務受注者は、将来の発注業務、工事に関する情報の一部を知りうる立場となるため、工区内の業務、工事の受注者の選定では、公平中立性に留意
- 事業促進PPPへの意欲的な参加、担い手の確保・育成のため、事業促進PPPの実績を工事・業務の入札において適切に評価（H30年度～試行、H31年度も引き続き実施）

## 工事・業務の入札における事業促進PPPの実績評価の例

## ■ 工事

| 評価項目例       |                                     |
|-------------|-------------------------------------|
| 企業の<br>能力等  | 同種実績                                |
|             | 成績                                  |
|             | 表彰                                  |
|             | 国土技術開発賞の受賞(※)                       |
| 技術者の<br>能力等 | 同種実績                                |
|             | 成績                                  |
|             | 表彰                                  |
|             | 事業促進PPP等の業務実績<br>技術協力業務(ECI方式)実績(※) |

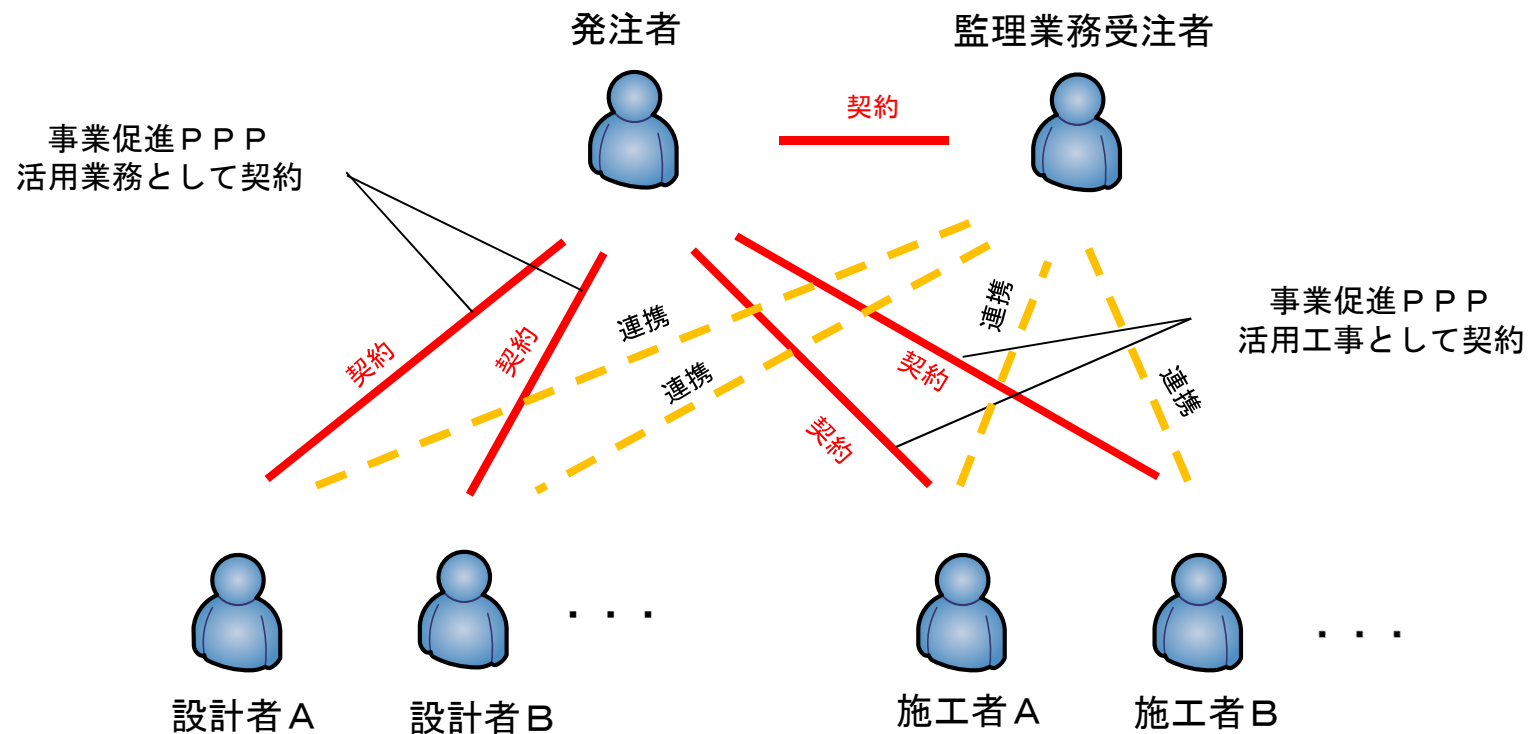
## ■ 業務

| 評価項目例            |                   |
|------------------|-------------------|
| 企業の<br>能力等       | 同種実績              |
|                  | 業務成績              |
|                  | 表彰                |
| 管理技術者の<br>経験及び能力 | 技術者資格等            |
|                  | 同種実績              |
|                  | 業務成績              |
|                  | 表彰<br>事業促進PPP等の実績 |

※高度なマネジメントの経験として、国土技術開発賞の受賞実績、技術協力業務(ECI方式)の実績も事業促進PPP等の実績と同等に評価

### 2.9 業務・工事の設計図書

- 発注者、監理業務受注者、業務・工事の受注者との連携が適切に行われるよう、業務・工事の特記仕様書において、事業促進PPPを活用する業務・工事であることを明示



### 3章 平常時の大規模事業等に適用する事業促進PPP 国土交通省

- 事業促進PPPは、災害復旧・復興事業に限らず、平常時の大規模事業等にも適用可能
- 災害・復旧事業と平常時の大規模事業等との相違点に留意しながら適用

#### 《主な相違点》

##### (1) 適用事業

以下のような事業に適用する（複数の項目を含む場合）

- ・ 事業の規模が大きい
- ・ 多くの業務、工事が輻輳している
- ・ 調整を要する地元、行政機関等の関係者が多い
- ・ 供用までの期間が限定される等、早期の工事着手や完成が必要
- ・ 既存の事務所等から離れた箇所である

##### (2) 事業計画の立案

- ・ 事業タイムラインを踏まえ設定する。  
（災害時の本復旧以降のタイムラインと類似）

##### (3) 導入時期

- ・ 業務の増大期にやや先行する時期から導入する

##### (4) 受注者の選定方法

- ・ 公募型プロポーザルを基本として適用する。  
（マネジメント業務の実施者としての適正を評価）

## 4章 事業促進PPPに関する課題・留意事項

### (1) 担い手の確保・育成

災害復旧・復興事業において、事業促進PPPがより効果を発揮するためには、平常時の大規模事業を含む事業促進PPPの継続的な実施と普及が必要。

### (2) 受注インセンティブの向上

公平中立性、透明性の確保に留意しながら、事業促進PPPの受注者が継続的に業務・工事に携わることを過度に制限しない発注方法や条件等について検討が必要。

### (3) 技術提案・交渉方式の活用

大規模なトンネル工事、橋梁工事、橋梁の復旧工事等、高度な専門性を必要とし、調査・設計段階から施工者のノウハウを導入することで、事業の促進を図ることができる場合は、技術提案・交渉方式を適用する。

### (4) 過去の業務実績等

事業促進PPP、技術提案・交渉方式の技術協力業務等の実績、良好な成績等が記録され、入札段階で評価されることが必要。

### (5) 地方公共団体の事業への適用

地方公共団体の体制の状況等を考慮しながら、地方公共団体の事業等への適用拡大について、引き続き検討する。

### (6) 準委任契約への対応

事業促進PPPの担い手確保や、資格・実績等の評価が課題となる中、業務の質の確保を前提としつつ、成果物ではなく、業務上の行為に対して支払う準委任契約への対応について検討する。

### (7) 積算方法

事業促進PPPの実施状況を踏まえながら、標準的な歩掛の設定について検討する。

## 5章 業務説明書・仕様書の記載例

- 事業促進PPPの円滑な導入のため、業務説明書・共通仕様書（案）・特記仕様書の記載例を示す

### 特記仕様書の記載例

#### （１）全体事業計画の整理

##### １）全体事業計画案の把握・改善

- ① 業務の着手にあたり、調査職員より、対象工区の全体事業計画案に関する説明等を受けるとともに、現地状況の確認等を行い、業務着手時点における対象工区内の測量・調査・設計業務、工事の実施予定、進捗状況、地元及び行政機関の関係者、不確定要素等を把握するものとする。
- ② 把握した全体事業計画案について、より効率的な事業展開となるよう事業計画案の改善検討を行い、検討結果を調査職員に報告するものとする。
- ③ 調査職員の指示により、採用されることとなった検討結果を全体事業計画案に反映し、全体事業計画案を改善するものとする。

##### ２）工程表の作成

業務着手後、調査職員、監理業務受注者との間で、事業の工程、進捗状況等が視覚的に共有でき、より効率的な事業展開に関する検討が円滑に実施できるよう、１）で整理した全体事業計画を踏まえ、全体事業の工程表を作成し、調査職員に報告する。なお、工程表の作成方法（記載内容、表示方法等）は、調査職員との協議の上決定する。

#### （２）測量・調査・設計業務等の指導・調整等

##### １）設計方針等の調整

測量・調査・設計業務等受注者から提出される業務計画書等の確認を行い、確認した業務計画書及び確認結果を調査職員に報告するものとする。また、隣接する区間との設計方針等の調整を行うものとする。

##### ２）工程の把握及び調整

- ① 測量・調査・設計業務等の工程を把握するとともに、検査時期、業務成果品の引渡し時期を確認し、調査職員に報告するものとする。
- ② 予定工程が著しく遅れることが予想される測量・調査・設計業務等がある場合は、当該測量・調査・設計業務等受注者に対して、その理由とフォローアップの実施を求めるものとする。
- ③ 測量・調査・設計業務等の進捗の遅れが、全体工程に対して著しく影響があると判断される場合は、その旨を調査職員に報告しなければならない。また、当該測量・調査・設計業務等受注者から事情を把握し、全体業務工程の最適化を図るための是正措置を提案するものとする。また、隣接する区間との工程について、調整を図るものとする。

## 6章 事業促進PPP等の実施事例

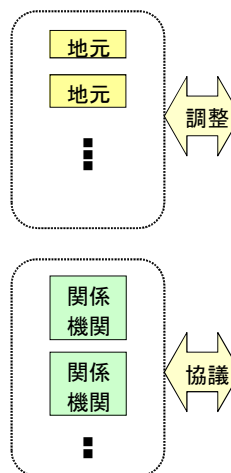
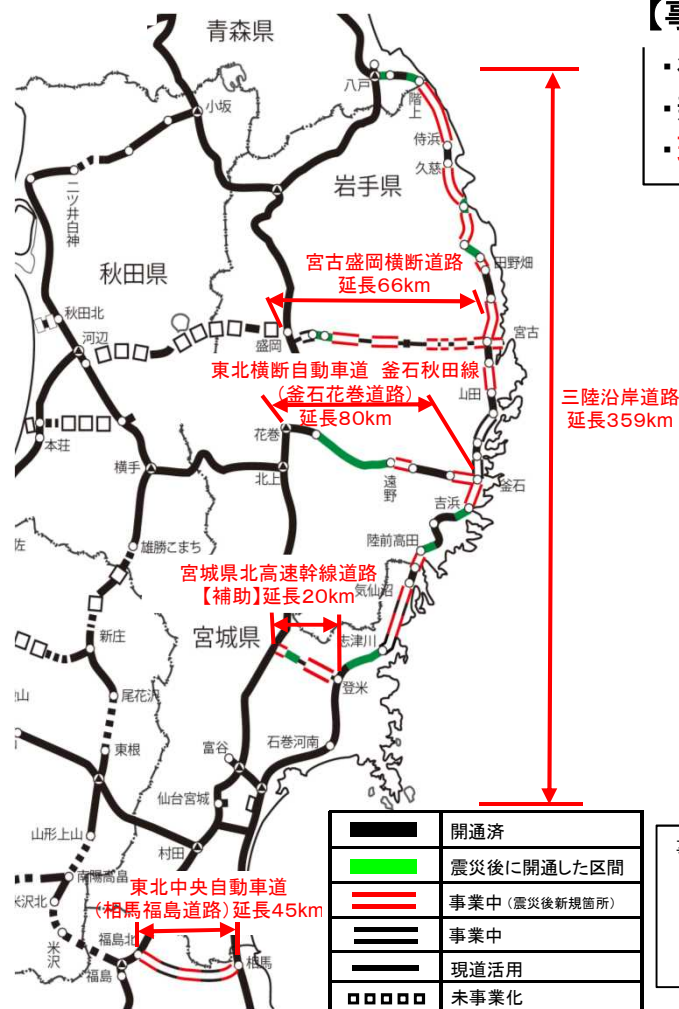
### 6.1 三陸沿岸道路等(事業促進PPP)

- 復興道路・復興支援道路は、リーディングプロジェクトとして、**震災後に約223kmが新規事業化**
- 「おおむね10年間」で既事業化区間とあわせ**約380kmの事業**の整備推進が必要
- 膨大な事業を円滑かつスピーディーに実施するため「**事業促進PPP**」を導入

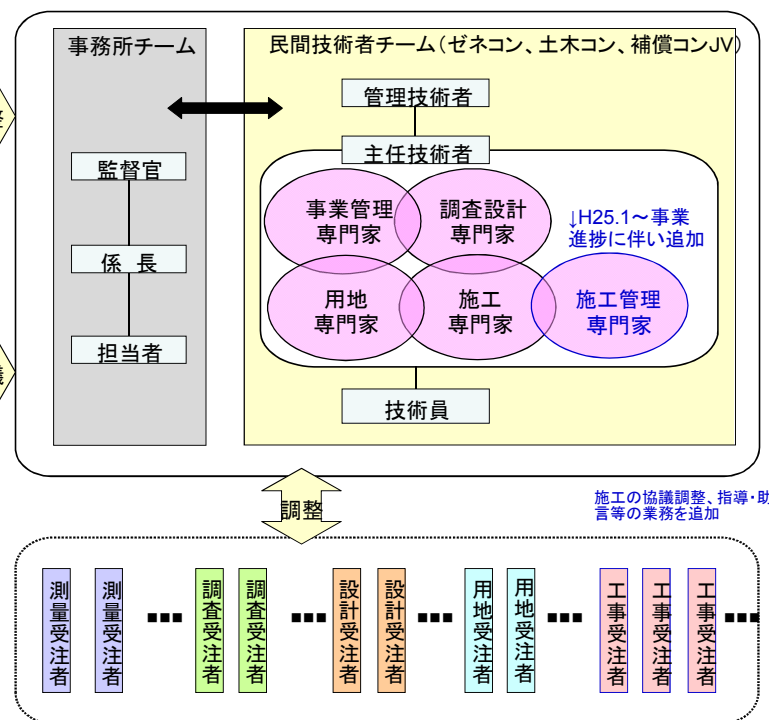
PPP: Public Private Partnership  
(官民連携、公民協働の意)

#### 【事業促進PPPによる業務の実施】

- ・従来、発注者が行ってきた協議調整等の業務を**民間の技術力を活用**。
- ・新規事業区間を10～20kmの工区に分割。**工区ごとに推進チームを配置**。
- ・**現地に常駐し専任**で事業マネジメント(調査設計～施工管理)を担当。



#### 【事業促進PPP業務実施体制】



事業促進PPP導入  
H24:10工区  
H25: 1工区  
H26: 2工区  
全 13工区

## 6章 事業促進PPP等の実施事例

### 6.2 熊本災害復旧(PM、CM、技術提案・交渉方式 (ECI) )

- 大規模な斜面崩壊、橋梁・トンネルの被災等により、複数の幹線ルートが通行止。早期の復旧ルートの供用が必要
- 事業を円滑、スピーディに進めるため「PM」「CM」「技術提案・交渉方式」を導入



## 6章 事業促進PPP等の実施事例

### 6.3 大規模事業〔東関東水戸線・潮来～銚田〕(事業促進PPP)

#### 概要

東関東水戸線(潮来～銚田)は、平成21年度に事業化され、茨城県や地元3市から約31kmの事業全線の同時整備促進及び同時早期開通を強く求められている。そのため東関東事業について短期間に整備促進するためには、膨大な業務(調査・設計、協議・調整、用地取得等)の実施が必要不可欠である。そこで、膨大な業務を効率的に実施するため、官民がパートナーを組み、官民双方の技術及び経験が活用できる事業促進PPPを投入した。

東関東水戸線(潮来～銚田)の位置図



事業促進PPPの業務：東関東自動車道水戸線（潮来～銚田）の事業監理

業務内容

- ・ 地元や関係機関との協議・調整等
- ・ 設計業務の精査・指導・助言
- ・ 事業計画の精査・指導・助言

#### 事業促進PPPの業務イメージ

